

公益財団法人日本テニス協会

加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本テニス協会（以下「本会」という。）定款第73条に基づき、本会定款第7条に定める本会の加盟団体に関する事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、本会定款に定める本会の目的及び理念に賛同し、本会と連携及び協働する団体であって、本条第2項又は第3項に定めるものとする。

2 本会定款第7条第1項に定める次の団体又は第6条により評議員会の承認を得た団体を加盟団体とする。

(1) 全国9つに分割した地域のテニスを統轄する団体（地域テニス協会）

(2) 各都道府県におけるテニスを統轄する団体（都道府県テニス協会）

3 前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する団体であって第6条により評議員会の承認を得た団体を加盟団体とすることができる。

(1) 大学（校）、高等専門学校、高等学校、中学校等を各々代表する全国学校テニス団体

(2) 目的別に組織された全国テニス団体

(権利)

第3条 加盟団体は、次の権利を有する。

(1) 地域テニス協会は、本会が別に定める規程に基づき、理事候補予定者及び評議員候補予定者を推薦すること

(2) 加盟団体は、本会が別に定める規程に基づき、評議員候補予定者を推薦すること

(3) 地域テニス協会は、本会定款第60条第1項に定める専門委員会のうち、本会が別に定める規程に基づき全国委員会制度を採用する専門委員会の委員候補者を推薦すること

(4) 加盟団体は、組織運営等に関して本会に助言を求めること

(5) 加盟団体は、本会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること

(6) 加盟団体は、本会が加盟団体のみを対象として行う意見募集に応募すること

(7) 加盟団体は、本会が行う加盟団体を支援する事業を利用すること

(義務)

第4条 加盟団体は、次の義務を有する。

(1) 本会の目的及び理念の実現に努めること

(2) 公共性の高い存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うこと

(3) 本会の主催事業にかかわる予選大会や研修会等を加盟団体が開催する場合は、その事業にかかわる本会が定める規程等を遵守すること

(4) 団体の定款又は会則及び役員名簿を本会に提出すること。また、定款又は会則及び役員名簿に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を本会に通知すること

(5) 前号の規定は、加盟団体の定款又は会則及び役員名簿がインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する電磁的方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にある場合においては適用しない。この場合において、当該加盟団体は当該状態にあることを本会に通知すること

(6) 理事会において別に定める年会費を納入すること

(7) 本会から助成を受けた加盟団体は、助成の対象となった事業の報告及び会計報告を本会に提出すること

(8) 本会の責任にかかわると思料される問題（パワハラ、セクハラ、不適切な経理処理、不正行為、反社会的勢力との交際等）が発生したときは、遅滞なく本会に報告すること

（ガバナンス対応において考慮すべき事項）

第5条 加盟団体は、健全かつ適切な組織運営の確保のため、次の各号に定める事項に取り組むよう努めることとする。

(1) コンプライアンス違反を防止するために、適切な組織を設け、これを処理するために必要な手続きを定めること

(2) 本会並びに加盟団体及び協力団体における倫理に関する指針に定める事項を守ること

(3) 本会に設置された通報相談窓口等の調査に協力するとともに、その助言、勧告等に従い、迅速に対処すること

(4) スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正に解決すること

(5) ガバナンスを確立し、適正に業務を執行すること

(6) 男女が対等な構成員として、加盟団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会の確保及び組織運営に適切な資質を備えた人物、外部の有識者等の登用に努めること

(7) 本会が主催する加盟団体向け情報提供や研修会に参加すること

(8) スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞（令和元年8月27日スポーツ庁長官決定）（その後の改定を含み、以下「ガバナンスコード」という。）の遵守状況について、自己説明及び公表を年1回実施すること

(9) 主催・主管大会が安全に開催され、選手、関係者そして観客が安心して参加・観戦できるよう対策を講じること

(10) アスリートの権利利益の保護及び心身の安全を確保すること

（新規加盟）

第6条 加盟団体となろうとする団体は、その代表者名により次の各号に定める書類を添付した加盟申請書を本会会長に提出しなければならない。但し、当該団体においてその性格上、必要としないものについては省略することができる。

(1) 加盟を希望する理由

(2) 定款又は会則（法人にあっては定款及び登記事項証明書）

(3) 組織・機構図

(4) 役員一覧

(5) 前事業年度に係る事業報告及び計算書類並びに当該事業年度に係る事業計画書及び収支予算書

(6) ガバナンスコードの遵守状況を示す資料

2 加盟の承認は、本会定款第7条第3項に基づき、理事会の提案に基づき、評議員会の決議による。

- 3 評議員会は、加盟の承認に条件若しくは期限を付し、又はこれらを変更することができる。
- 4 理事会は、別途定める加盟団体・協力団体資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審査を経て、評議員会に新規加盟を提案するものとする。
- 5 資格審査委員会は、前項の審査を行うに当たって、第1項の各号に定める書類及び加盟団体となるようとする団体の組織の整備状況、健全性、将来性等を調査するものとする。
- 6 加盟を認められた団体は、理事会において別に定める額の年会費を納入しなければならない。

（脱退）

第7条 加盟団体は、本会会長宛てに理由を記載した脱退届を提出し、理事会の審議を経て評議員会の承認を得ることにより、脱退することができる。

（指導及び助言並びに調査）

第8条 本会は、第4条及び第5条の各号に定める事項に関し、必要があると認めるときは、加盟団体に対し説明を求め、必要な調査を行い、かつ指導、助言又は支援をすることができる。

（処分）

第9条 加盟団体が、第4条に定める義務に違反した場合には、資格審査委員会の審査を経て、理事会の決議により次の各号に定める処分を行うことができる。

- (1) 勧告
 - (2) 補助金及び交付金の支給停止又は減額
 - (3) 資格停止
- 2 加盟団体が、第4条に定める義務に違反した場合には、資格審査委員会の審査を経て、理事会及び評議員会における総理事及び総評議員の各過半数の同意によって当該加盟団体を除名することができる。この場合において、本会は、当該加盟団体に対し弁明する機会を与えなければならない。

（加盟団体の地位の喪失）

第10条 加盟団体が、次の各号の一に該当するに至った場合、加盟団体としての地位を喪失する。

- (1) 脱退したとき
 - (2) 除名されたとき
- 2 加盟団体が、前項の規定に基づき加盟団体としての地位を喪失したときは、本会に対する加盟団体としての権利を失い、義務を免れる。但し、既に発生した未履行の債務は、これを免れることができない。また、納付した年会費等の返還を請求することができない。

（仲裁）

第11条 加盟団体が、本会の下した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定めるスポーツ仲裁規則に基づく仲裁によりこれを最終的に解決する。公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断は、本会及び加盟団体を法的に拘束する。加盟団体は、本会による処分の通知から6カ月以内にこの仲裁を申し立てることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。

制定日 令和4年12月21日